

岩見沢地区消防事務組合

《 事業所のみなさまへ 》

「震災時等における仮貯蔵・仮取扱い等」の 手続きが簡略化されました。

○過去の震災では・・・

平成23年の東日本大震災では、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いた給油や、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵等、また、この度の平成30年北海道胆振東部地震では、電力の供給が遮断される等、通常とは異なる危険物の取扱いを強いられる事となり、消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いを早急に行わなければならない事案となりました。

例として・・・

① ドラム缶等による燃料の貯蔵・取扱いが行われました。（右写真(上)）

② 危険物を収納する設備からの抜取りが行われました。（右写真(下)）

③ 移動タンク貯蔵所等による給油、注油が行われました。



○危険物の仮貯蔵・仮取扱い

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で取扱うことは禁止されていますが、消防長等の承認を受けた場合は、10日以内の期間、仮に貯蔵し又は取扱うことができるとされています。

そのため、震災時等において、管内で大量の危険物を短期間に限り仮に貯蔵し又は取扱う場合は、その地域を管轄する消防長等に対して、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請をしなければなりません。

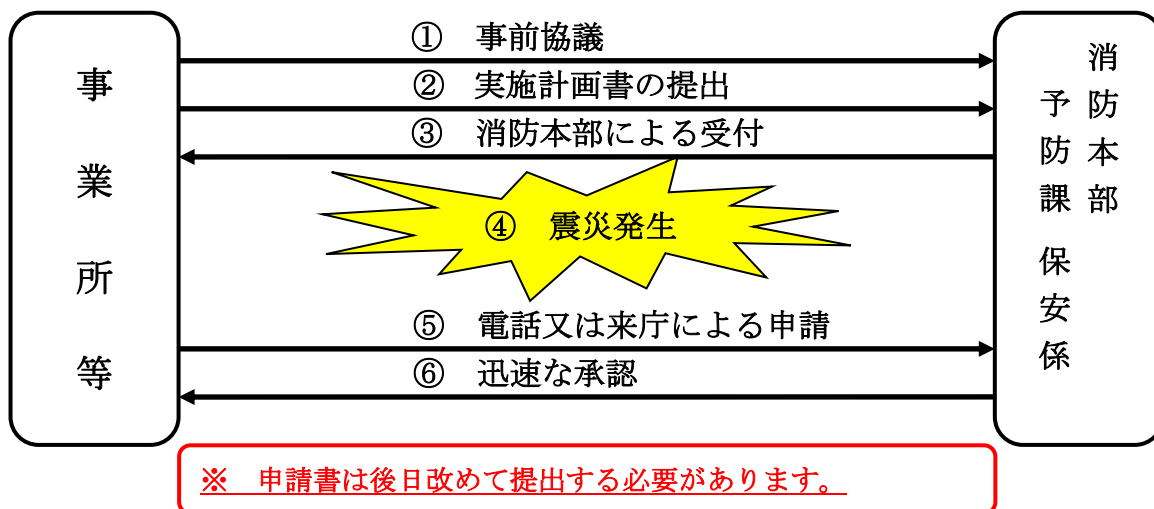
※ 消防法第10条第1項【危険物の貯蔵・取扱いの制限等】

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取扱う場合は、この限りでない。

○制度の概要

●震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い

震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱い等を行おうとする事業者が、震災時等における実施計画書を作成し、消防本部との間で事前に協議しておくことで、仮貯蔵・仮取扱いの申請から承認までの期間が大幅に短縮されます。



●危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

震災時等に危険物施設において、設備等の故障に備えてあらかじめ準備された代替機器を使用する計画がある場合、又は停電に備えて非常用電源及び手動機器を使用する計画がある場合は、事前に消防本部に対して届出等を行うことで、震災時等に仮貯蔵・仮取扱いの申請及び消防本部への連絡なしにそれらの機器を使用することができるものです。



《 非常用発電機 》



《 緊急用可搬式給油ポンプ 》

< 必要となる申請書類等 >

- 「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い」
 - 仮貯蔵・仮取扱い実施計画書
 - 仮貯蔵・仮取扱いを行おうとする場所、構造又は設備の内容に関する図面等
- 「危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い」
 - 危険物製造所等変更工事(軽微)届出書
 - 予防規程制定変更認可申請書(予防規程を定めなければならない場合)

※ 申請書類等や申請方法等については、下記担当まで問い合わせください。

担 当 〒068-0008 岩見沢市8条東10丁目2番地47
岩見沢地区消防事務組合 消防本部予防課保安係
電話 0126 - 22 - 4301 F A X 0126 - 25 - 1048